

報道機関各位

発信日	令和7年7月11日	担当者名	高松 隆次
担当課	こども育成課	電話番号	0942-85-3656

保育料過誤納金等の未還付について

過年度に生じた保育料の還付金の一部未処理があったもの

事業内容	<p>鳥栖市の徴収する保育料について、過誤納金等の事務及び保護者への還付について一部未処理であったことが判明しましたので報告します。</p> <p>●概要 市内認可保育所の保育料について、保護者の問い合わせにより保育料の過誤納金の還付が行われていないことが判明した。このため、過去5年間の過誤納金の処理状況について遡り調査したところ、問い合わせの件の他にも、</p> <p>①保護者からの減免申請手続きにより生ずる還付金 ②保育料の重複納付及び減額に伴う過誤納金</p> <p>について、還付が行われていないものがあることを確認した。 原因は、担当職員が処理の確認を誤ったこと、また組織的なチェックができていなかったことによるもの。</p> <p>●対象分 ①保育料減免申請の未処理によるもの 令和6年度2月分 1名 30,500円 ②保育料の重複納付や減額に伴う還付金の未処理によるもの 令和4年度 2名 27,000円 令和5年度 1名 10,700円 令和6年度 15名 60,900円 ①②合計 19名 129,100円</p> <p>●今後の対応 対象の保護者へはお詫びし、過誤納金等の還付手続きを行った。 (還付日は7月18日) 再発防止のため、減免申請については担当職員のみでなく複数の職員で情報共有し、処理期限を定め、速やかに処理を行う。 また、重複や過誤納金についてはチェックリストに基づき、定期的に還付処理を行う。毎月の保育料事務の処理状況については、チェックリストに基づき複数の職員で確認する。</p>
------	--

添付資料	
------	--

関連サイト	
-------	--